

令和4年度 財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の基準

この監査は、江南市監査基準（令和2年江南市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

第2 監査の種類

この監査は、地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査である。

第3 監査の対象

- | | |
|-----------|---|
| (1) 公の施設 | 江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南） |
| (2) 指定管理者 | 大成株式会社 |
| (3) 担当課 | 経済環境部 商工観光課 |
| (4) 監査の範囲 | 令和3年度事業（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）のうち指定管理料に係る出納及びその他の事務 |

第4 監査の着眼点

- (1) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (2) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (3) 協定書等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (5) 協定に基づく事業計画書、業務報告書及び事業報告書の点検、实地調査等が行われているか。
- (6) 指定管理者に対し、適正で安定したサービスの提供がなされているか、点検、確認、改善指示等のモニタリングを行っているか。

第5 主な実施内容

あらかじめ指定管理者及び担当課から資料の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取し、併せて関係諸帳簿及び書類等を検査して、監査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）
- (2) 実施日程 令和5年1月24日

第7 指定管理の概要

I. 施設の概要

- (1) 名称 江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）
- (2) 所在地 江南市草井町西200番地
- (3) 施設規模 勤労会館 鉄筋コンクリート造、地上3階建
展望タワー 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上6階建
- (4) 敷地面積 34,341.05㎡
- (5) 建築面積 3,463.91㎡
- (6) 延床面積 8,318.12㎡
- (7) 施設内容 多目的ホール、研修室2室、小研修室2室、大広間、宿泊室（和15室、洋8室）、ヘルスルーム、大浴場、娯楽室（カラオケ2室、和1室）、ギャラリー、レストラン、展示室等

II. 選定の経過

平成30年6月に指定管理者指定申請を受け、同年、市議会9月定例会において大成株式会社を指定管理者に指定することが議決された。

なお、指定期間は平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間とする基本協定を平成30年10月1日に締結している。

III. 指定管理の概要

- (1) 指定管理者名
大成株式会社
- (2) 指定管理の期間
平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間
- (3) 指定管理料

令和元年度	109,550,000円	
令和2年度	107,520,000円	
令和3年度	107,520,000円	
令和4年度	107,520,000円	
令和5年度	107,520,000円	計 539,630,000円
- (4) 主な業務内容
 - ① すいとぴあ江南の管理運営に関する事
 - ② すいとぴあ江南の施設、設備等の維持管理に関する事

- ③ ふるさと文化の育成、ふるさと環境の普及及び振興、勤労者等の文化、教養及び体育の向上並びに余暇の健全な活動の普及及び振興に資する事業に関する事
- ④ 事業報告及び事業評価に関する事

IV. 令和3年度収支状況

収入		(単位：円)
科 目	金 額	
すいとぴあ江南利用料金	36,581,315	
施設利用料金	36,267,135	
附属設備利用料金	262,970	
実費徴収金	51,210	
ふるさと文化育成等事業収入	399,400	
その他収入	2,328,180	
売店収入	3,884,674	
レストラン収入	38,749,849	
指定管理料	107,520,000	
雇用調整助成金等	366,063	
GOTO取消料対応事務費	26,920	
愛知県感染防止対策協力金	12,440,000	
合 計	202,296,401	

支出		
科 目	金 額	
ふるさと文化育成等事業費	3,414,150	
管理費	151,284,526	
売店事業費	3,017,888	
その他管理費	11,467,641	
人件費	52,450,805	
合 計	221,635,010	

収支差額 △19,338,609

V. 利用状況（利用者数）

（単位：人、日）

項目	3年度	2年度	元年度
宿泊室	5,356	3,578	10,613
多目的ホール	14,436	13,723	21,852
小研修室 A	2,484	3,224	4,321
小研修室 B	2,670	2,768	4,145
研修室 A	4,797	5,643	9,738
研修室 B	5,019	5,122	9,387
大広間 A	2,139	1,615	5,660
大広間 B	1,782	1,539	6,167
和室準用(研修利用)	0	0	33
スカイルーム	5,846	4,294	8,154
ヘルスルーム・大浴場	209	183	660
ヘルスルーム	881	969	1,929
大浴場	5,678	4,424	10,965
娯楽室（カラオケ室）	430	0	5,222
貸し自転車	111	75	138
テニスコート	6,316	5,140	5,324
合計	58,154	52,297	104,308
開館日数	359	353	360

第8 監査の結果

指定管理者制度は、「公の施設」の管理について民間の能力を活用することにより、住民サービスの向上と経費縮減を目指すため導入されたものである。今後も、ふるさと文化の育成及び高揚と愛着のもてるふるさと環境の普及及び振興、勤労者等の文化、教養及び体育の向上並びに余暇の健全な活動の普及及び振興を図るため、市と指定管理者が相互に協力し、施設の管理運営や経営状況等の評価・検証を行い、今まで以上に快適で魅力ある施設となるよう望むものである。指定管理料に係る出納その他の事務の執行については、施設の設置目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められた。

なお、監査で確認された軽微な不備事項等は、是正を要望した。